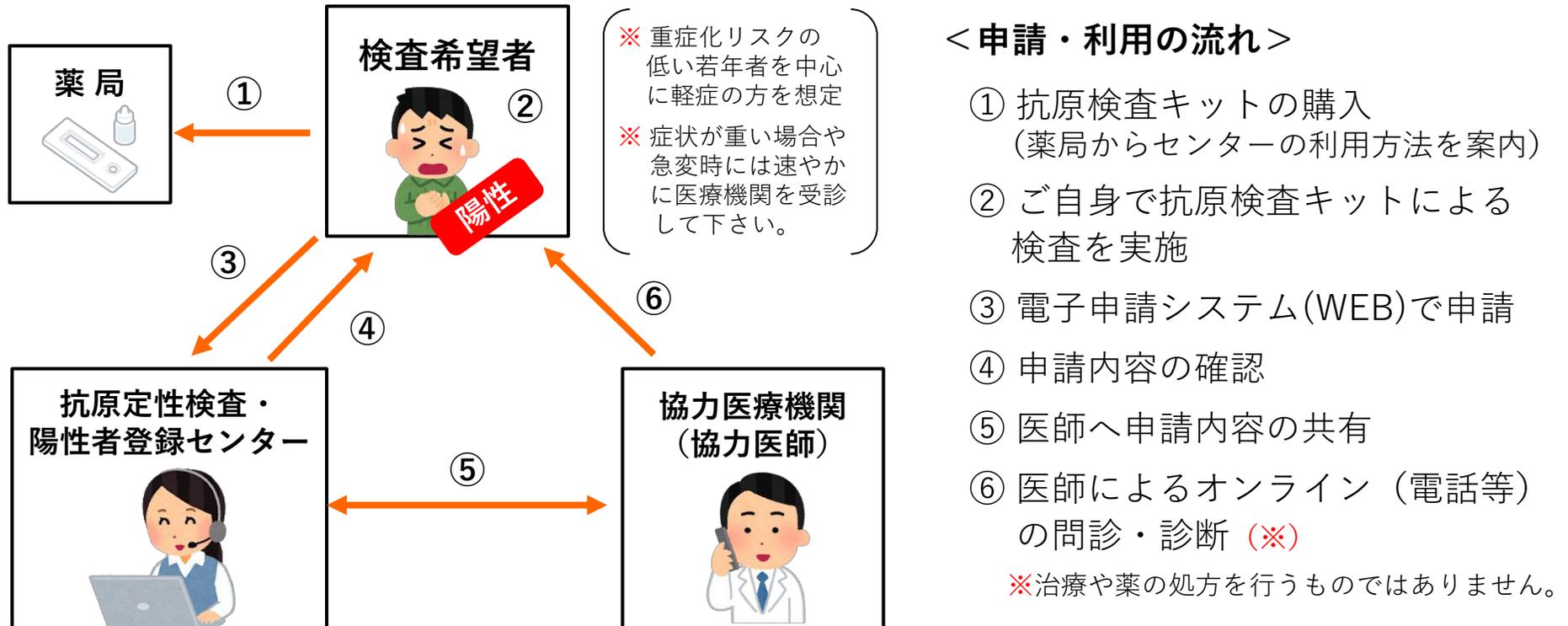


# 抗原定性検査・陽性者登録センターイメージ

検査や受診に時間を要する状況を踏まえ、症状のある方が自ら実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった場合に、直接医療機関を受診せず、電話等による医師の問診・診断が受けられる体制を整備。

## 運用イメージ



## <申請・利用の流れ>

- ① 抗原検査キットの購入  
(薬局からセンターの利用方法を案内)
- ② ご自身で抗原検査キットによる検査を実施
- ③ 電子申請システム(WEB)で申請
- ④ 申請内容の確認
- ⑤ 医師へ申請内容の共有
- ⑥ 医師によるオンライン(電話等)の問診・診断 (※)

※治療や薬の処方を行うものではありません。

## 効果

- 各保健所又は自宅療養健康管理センターによる迅速な疫学調査や健康観察等のケアに繋げる。
- 検査体制のひっ迫による発熱外来を行う医療機関への患者の集中を防ぎ、負担軽減を図る。

## 〔重要なお知らせ〕 センター受付時間の変更について

○ 新型コロナの感染拡大に伴い、陽性者登録センターの受付時間を下記のとおり変更します。

(変更前) **15:00までに申請で本日対応** → (変更後) **12:00までに申請で本日対応**

※12:00以降の申請は翌日の対応となります。

## 抗原定性検査・陽性者登録センターの利用について

### 【ご利用時の注意点】

【1つ目】 検査を行う際に**有症状**であること

※ なお当面の間、感染拡大に伴い症状のない方の申請も受け付けることとしております。

【2つ目】 **医療用**の抗原定性検査キットであること

※ 医療用の抗原定性検査キットか確認したい場合は、厚生労働省のHP「[新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報](#)」を確認するか、購入した薬局で確認してください。  
[薬剤師会HP（新型コロナ関連ページ）](#)

【3つ目】 使用する抗原定性検査キットが**有効期限内**であること

※ 有効期限が切れた検査キットでは、申請出来ません。

【陽性になった方へ】 ご利用申請の流れは[こちら](#)

# 医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ

## ～ 抗原定性検査・陽性者登録センターのご案内について～

沖縄県では、**自ら実施した抗原検査キットの結果が陽性**となった場合に、オンライン（電話等）による医師の問診が受けられる体制を整備しました。これにより、直接医療機関を受診せずに新型コロナウイルスの診断を行い、その後の速やかな健康観察等のケアに繋げることが可能となります。

**※注意：画像での検査結果の確認が必要なため、電話のみでの申請は受け付けておりません。**

### 【ご利用・申請の流れ】

#### 【手順1】ご自身で抗原検査キットによる検査を実施（ご不明な点は購入薬局にお問い合わせ下さい）

※ 検査を実施する際は、**医療用のキットで且つ有効期限内のもの**で実施してください。

医療用抗原検査キットの販売薬局は、沖縄県薬剤師会HPの「お知らせ欄」よりご覧下さい。

#### < 陽性の場合 >

次の【手順2～4】に従い申請等を進めて下さい。

#### < 陰性の場合 >

あくまで検査時点の結果となります。偽陰性（誤って陰性と判定）の場合もありますので、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

#### 【手順2】電子申請システム（WEB）にて申請

- 右のQRコードから「医療用抗原検査キットを使用し陽性となった方へ」のページにアクセスいただき、陽性が確認されたご本人の①基本情報（氏名、生年月日及び連絡先など）、②現在の症状、③基礎疾患の有無、④使用した検査キット種類等を選択・入力して下さい。
- また、国が承認した医療用抗原検査キット及び検査結果が陽性であることを確認させて頂くため、⑤使用した検査キットの種類（商品名）、⑥検査の結果（判定ライン）が確認できる写真、⑦本人確認ができる身分証（運転免許証、健康保険証など）の**画像を添付**して下さい。



受付WEBサイト



添付イメージ（製品名）



添付イメージ（判定ライン）

【登録完了メールをもって 申請・受付完了】

#### 【手順3】申請内容の確認

- センター事務局より、申請内容の確認を行います。
- ※ **15時以降に申請された場合は、次の日の対応となります。**
- ※ **15時までに申請された方で、その日の内に確認の電話がない場合は申請が反映されていない可能性があるため、問い合わせをお願いいたします。**



#### 【手順4】医師による電話問診

- 医師より、申請時にご記入頂いた連絡先にご連絡し、電話による問診を行った上で診断を行います（※本サービスは新型コロナウイルスの診断を行うもので、**治療や薬の処方を行うものではありません**ので、あらかじめご了承下さい）。



#### 【医師による診断後の対応について】

翌日以降、各保健所又は自宅療養健康管理センターから、疫学調査や健康観察などの各種ご案内について、SMS（ショートメッセージ）又はお電話によりお知らせします。自宅療養となった場合には、引き続き外出を控えて下さいますようご協力をお願いします。

※ 自宅での療養中に「顔色が明らかに悪い」「急に息苦しくなった」などの状態悪化の兆候を認めるときや、症状から緊急性が高いと判断される場合は迷わず救急車（119番通報）を要請してください。

### 沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センター 問い合わせ先

【問合せ受付時間】 10時～12時、13時～17時（土日・祝祭日含む）

TEL：080-6488-2381／080-6488-2382（申請者専用ダイヤル）

新型コロナウイルス感染症と診断された方・濃厚接触者の方の  
職場復帰に当たり

## 陰性証明等を提出する必要はありません

- 就業制限の解除については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て行われるものであるため、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明**（医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等）**を提出する必要はありません。**
- 濃厚接触者の待機期間の解除については、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明を提出する必要はありません。**

！ 県内での感染者が増え、受診・検査希望者が増える中、医療機関や保健所、検査機関等へのこれに係る各種証明の請求及びお問い合わせはお控え下さい。

### 企業の方向けQ&A [厚生労働省]

労働者が職場復帰する際の留意点など、新型コロナウイルスに関するQ&Aはこちら。



### 受診・検査等に関すること [沖縄県]

新型コロナウイルス感染症の受診・検査に関することはこちら

コールセンター

098-866-2129



### 就業制限の解除について [厚生労働省]

就業制限解除の確認・証明に関する通知。就業制限期間についてもこちら

